

(本人確認情報の開示請求書の提出)

第三条 法第三十条の三十二第一項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第二号)により行わなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するものとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)、運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するに足りるものの提示を求めること。

二 やむを得ない理由により前号に掲げる方法によることができない場合には、当該開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するため知事が適当と認める書類の提示を求めること。

3 知事は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)によって開示請求が行われる場合には、前項各号のいずれかに規定する書類を複写機等を用いて複写したものの提出を求め、開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するものとする。

(平一五規則四九・平二七規則五五・平二七規則七三・一部改正)

(開示に関する通知)

第四条 知事は、開示請求を行った者(以下「開示請求者」という。)に対して、本人確認情報開示に関する通知書(様式第三号)により本人確認情報の開示の日時等を通知するものとする。

2 法第三十条の三十三第二項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第四号)により行うものとする。

(平二七規則五五・一部改正)

(開示の方法等)

第五条 本人確認情報の開示は、本人確認情報確認書(様式第五号)の交付により行うものとする。ただし、開示請求者の同意又は請求に基づき、本人確認情報が表示された電子計

算機の表示装置（以下「表示装置」という。）の閲覧により本人確認情報の開示を行うことができる。

2 第三条第二項本文の規定は、本人確認情報の開示を受ける者について準用する。

（費用負担）

第六条 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号。以下「条例」という。）第八条の本人確認情報の開示に要する費用は、別表に定める額とする。

2 本人確認情報の開示を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

（平二一規則二〇・平二七規則五五・平二八規則四六・一部改正）

（本人確認情報の訂正）

第七条 法第三十条の三十五の申出（以下「本人確認情報の訂正等の申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第六号）により行わなければならない。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、本人確認情報の訂正等の申出を行う者について準用する。

3 法第三十条の三十五の規定による通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第七号）により行うものとする。

（平一五規則四九・平二七規則五五・一部改正）

別表（第六条関係）

（平二七規則七三・一部改正）

区分	金額
一 本人確認情報確認書の交付	一枚につき 十円
二 表示装置の閲覧	無料

様式第2号(第3条関係)

本人確認情報開示請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
性 別		住民票コード	
		個人番号	
住 所	〒		
開 示 方 法	ア 本人確認情報確認書の交付 イ 電子計算機の表示装置の閲覧		
連絡先の電話番号	() —		

- 注 1 住民票コード及び個人番号は必ずしも記入する必要はありません。
- 2 開示方法は希望するものを○で囲んでください(複数でも可)。ただし、アの本人確認情報確認書の交付は、1枚につき10円の費用負担が必要となります。イの電子計算機の表示装置の閲覧は、無料です。
- 3 請求に当たっては、次のいずれかの書類の提示を求めることにより本人であることを確認します。
個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類(事前に担当課までお問い合わせください。)
- 4 郵便等で請求を行う場合には、3の書類の写しを添付してください。

様式第4号(第4条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付で開示請求のあった本人確認情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の33第2項の規定により次のとおり開示の期限を延長しますので、通知します。

法第30条の33第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第30条の33第2項の延長後の開示の期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	部 課 係 電話番号 () ー
備考	

様式第5号(第5条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
個人番号					
氏名					
旧氏					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
個人番号					
氏名					
旧氏					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
個人番号					
氏名					
旧氏					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

第 号
年 月 日

福岡県
福岡県知事
氏

名 印

様式第6号(第7条関係)

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住所

氏名

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の35の規定により、開示に係る本人確認情報の内容の訂正等について、次のとおり申し出ます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
	訂正等の申出の内容	住民票コード
個人番号		
氏名		
旧氏		
生年月日		
性別		
住所		
区分・事由		
上記事由に対応する年月日		
連絡先の電話番号		() ー

注 1 申出に当たっては、次のいずれかの書類の提示を求めることにより本人であることを確認します。

個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類(事前に担当課までお問い合わせください。)

2 郵便等で申出を行う場合には、1の書類の写しを添付してください。

3 開示を受けた内容の記入に替えて、本人確認情報確認書の写しの添付でも可です。

様式第7号(第7条関係)

本人確認情報調査結果通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで行われた本人確認情報の訂正等の申出について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の35の規定により次のとおり調査結果を通知します。

訂正等の申出 の 内 容	氏 名	
	旧 氏	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	
訂 正 の 有 無	有(年 月 日訂正実施) 無	
調 査 結 果 の 内 容 及 び 理 由		
担 当 課	部 課 係 電話番号 () —	